

新たな災害法制

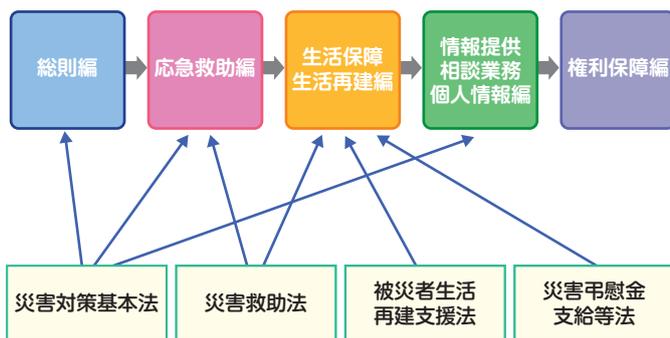
「被災者総合支援法案」の提案

災害で被災した人たちが生活を再建するまで切れ目のない支援を目指して、関西学院大学災害復興制度研究所は新たな災害法制である「被災者総合支援法案」を策定しました。被災者自らが支援内容の決定に参画できる仕組みを規定し、これまでの災害法制にはなかった権利保障を重点項目の一つにしています。

被災者総合支援法案の全体構成

第1編	総則編
第2編	応急救助編
第3編	生活保障・生活再建編
第4編	情報提供・相談業務・個人情報編
第5編	権利保障編
第6編	その他項目 附則

既存の法制度の振り分け



被災者支援については、災害が起きるたびに新たな法律が制定されたり、既存の法律が改正されたりしてきました。それ自体は決して悪いことではありませんが、それぞれの法律のできた時代背景や社会情勢が異なり、継ぎはぎだらけの法制度になっています。

そこで被災者の生活再建を支える既存の災害救助法、災害弔慰金支給等法、被災者生活再建支援法を棚卸しして再構築し、災害対策基本法の一部を取り込んだのが「被災者総合支援法案」です。

「被災者総合支援法案」は6編から成り、事前の備えから本格的な生活再建のフェーズに至るまでの被災者支援をカバーしています。左図上のように第1編「総則編」、第2編「応急救助編」、第3編「生活保障・生活再建編」、第4編「情報提供・相談業務・個人情報編」、第5編「権利保障編」、第6編「その他項目 附則」の構成で、包括的で体系性のある新しい法制度として再構成しました。既存の法制度の振り分けは左図下の通りです。

南海トラフ地震や首都直下地震の発生が現実味を帯びてくる中で、災害法制を見直す議論も必要になってきます。「被災者総合支援法案」が被災者主体の災害法制を構築するための議論の一助になればと考え、このリーフレットを作成しました。次のページ以降に各編の概要を説明していきます。

◎関西学院大学災害復興制度研究所◎

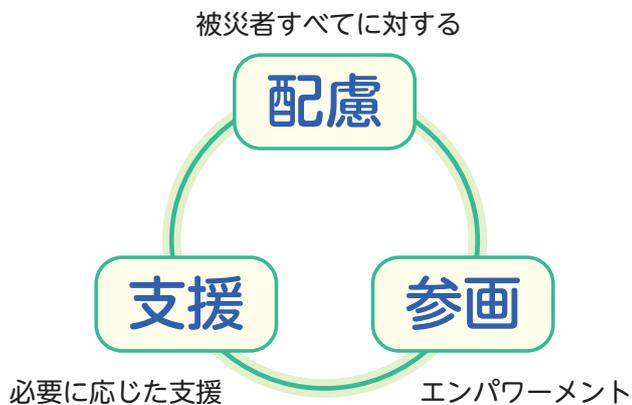
「人間の復興」を理念に制度研究

関西学院大学は阪神・淡路大震災から10年たった平成17年（2005年）1月、「人間の復興」を理念に掲げて災害復興制度研究所を設立しました。新たな災害法制の研究を目的にした全国初の研究所で、「応急対応」「復旧」「復興」「災害予防」という災害サイクルの4フェーズのうち、法律・制度として最も脆弱な復興期における制度研究を進めています。平成22年（2010年）にまず復興期の理念法である「災害復興基本法・試案」をつくり、令和元年（2019年）には実定法として「被災者総合支援法案」を策定しました。

被災者支援の三つの柱

被災者総合支援法案（以下「総合支援法」と略す）は全体にわたって、被災者支援における「配慮—支援—参画」の三つの柱を設けています。

これまでは「支援」に傾倒してしまい、すべての被災者に対する「配慮」という視点に欠けていたという認識から出発しています。被災しても支援制度上は被災者として取り扱われてこなかった人たちを含め、すべての被災者が配慮され、必要な支援を受けられるようにしなければなりません。さらに、被災者自身が支援施策のあり方に積極的に関与していくことも重要であり、「参画」という要素も採り入れています。



総則編においては、総合支援法を「被災者支援の基本法」として機能させるために、被災者支援のあり方を示すべく、基本理念ならびに基本方針に関する規定を設けています。

理念規定

基本理念は、総合支援法を制定するにあたっての基本的な考え方・施策の方向性を示しています。被災者支援の最終目標が被災者の生活再建にあることを出発点としながら、以下のような項目について規定しています。

総合支援法の最終目標は、被災者の生活再建にあるということを明記。自律的な生活が再び営めるようにすることが最終目標となる。

被災者の尊厳と自己決定権

情報の活用

災害関連死の防止義務

公助—共助—自助について

被災者への配慮と支援

防災自治の原則

配慮と支援の継続性

財源に関する原則

被災者支援への参画

普段の備え・努力・反省

基本方針

基本方針は、施策を実施するためのより具体的な方針を示しており、以下の20項目の規定を設けています。

これらの規定は、総合支援法の解釈・運用指針として機能するとともに、その他の被災者支援制度に関する立法・解釈・運用指針としても機能することが期待されます。

1	いかなる災害のフェーズにおいても、生命・身体の保護が最優先されること。
2	被災者のニーズに応じた食料・水および生活財の供給が行われること。
3	被災者の居住の確保について、避難生活の場所にかかわらず、生活環境が配慮されなければならない。必要に応じた住居、修理サービスが提供されること。
4	被災者に対する医療・福祉・教育サービスが提供されること。
5	被災者に対する労働・生業の機会が保障されること。
6	被災者の個々の事情に応じた合理的な配慮がなされること。特に、災害時要配慮者に対しては、合理的な配慮が要求され、インクルーシブな対応が実施されること。
7	被災者支援の実施に際して、差別的な取扱いし排除的な取扱いをしてはならない。
8	常に、被災者のニーズを調査し、新たな被災者ニーズが現れたときは、柔軟な措置により対応を図ること。
9	被災者を単なる被災者支援の客体として捉えてはならない。法解釈・運用の方針として、被災者支援に当たっては、被災者の尊厳を最優先すること。
10	被災者の自己決定を尊重すべく、これらの支援が、多彩な支援手法によって実現されるべきこと。現物支給に硬直することなく、柔軟な支援方法を検討すること。
11	自律的な避難行動、避難生活、生活再建が行えるように、十分かつ適切な形で情報が提供され、必要に応じて相談援助を受けることができること。
12	ケースマネジメントに基づく生活再建に向けた体系的かつ継続的な被災者支援を受けることができること。
13	被災者の裁判を受ける権利・不服申立ての権利が認められること。
14	被災者支援の実施につき、被災者の意見を反映させるようにすべきこと。
15	公助—共助—自助の役割分担について、適切な役割分担と連携がなされるべきこと。公助の放棄になるような共助・自助の押しつけが行われないようにすること。
16	被災者支援の実施につき、防災自治の原則を確認すると共に、被災地（＝市町村）中心主義を採用すること。
17	被災者支援の計画等の策定につき、さまざまな災害リスクの可能性を考慮するとともに、複数の政策の選択肢を検討すること。
18	被災者支援の実施状況につき、常に報告・監督がなされ、事後的な検証と評価が行われるべきこと。
19	被災者支援の実施に当たっては、安定かつ持続的な財源が確保されるべきこと。
20	被災者支援の担い手は、災害に備え、備蓄を行い、常日頃から自らの研修・訓練に取り組むべきこと。

被災者支援のフェーズ・対象・内容

被災者支援のフェーズとして、災害の発生前の「事前準備」から始まり、災害直後の「応急救助」、一時的・暫定的な支援を行う「災害復旧」、恒久的な居住ならびに自律的な生活の再開に向けて支援を行う「災害復興」の四つのフェーズを定義づけ、すべての災害フェーズにわたる被災者支援を目指します。

ここにいう災害は、自然災害と社会災害が含まれています。さらに、一定規模の自然現象・社会現象による災害が発生し、一件でも被害があれば総合支援法の支援対象となります。

被災者支援の対象として、被災者、被災自治体はもとより、災害時要配慮者、避難行動要支援者、広域避難者も対象にしています。

被災者支援の内容としては、避難行動、避難生活、生活再建、コミュニティ再建をあげています。避難行動はこれまではなかった支援内容であるといえます。

被災者支援の担い手

被災者支援運営協議会

総合支援法における被災者支援の実施主体として「被災者支援運営協議会」（以下「運営協議会」と略す）を設け、公助と共助の組織が協働して被災者支援に取り組むようにしました。総合支援法を特徴付ける規定の一つです。

被災者支援は行政だけでは実現することが困難であり、共助組織と共同で実施されているという現状を反映した仕組みであるといえます。そこでは、被災者支援にとって必要な各種業務が公助—共助組織間において適切に役割分担され、かつ公助—共助組織が互いに連携しあいながらそれぞれの業務に取り組むという仕組み作りを目指すこととなります。そのうえで、協議会の運営には被災者自らが支援内容の決定に参画し、きめ細かい支援が実現できるようにしています。

運営協議会は、全国—都道府県—市町村それぞれのレベルで設置され、各レベルの行政機関の長が会長となります。

運営協議会のメンバーは、行政機関（警察 消防 自衛隊を含む）、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員、被災者支援団体、要配慮者団体、専門職・士業団体、自主防災組織などから構成されます。

災害前に「被災者支援計画」、災害後に「被災者支援実施方針」を策定することになっています。

被災者支援計画においては、被災者ニーズの事前アセスメントや災害時要配慮者の支援体制、応急対応の準備、災害後のオペレーション等を策定します。

被災者支援実施方針においては、被災者・被災状況の把握、被災者ニーズアセスメント、具体的な被災者支援活動についての方針を策定します。

責務規定

全国—都道府県—市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、被災者支援組織、住民それぞれに責務規定を置いています。共助組織の自主性・自律性が尊重されるよう求めています。

構成単位

- 全国—都道府県—市町村（地区単位での設立も可）

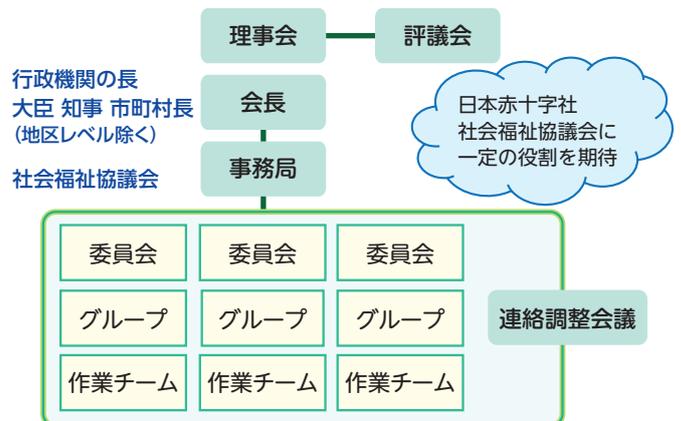
メンバー 計画の策定

- 行政機関（警察 消防 自衛隊を含む）、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員、被災者支援団体、要配慮者団体、専門職・士業団体、自主防災組織など。
- 災害前に「被災者支援計画」、災害後に「被災者支援実施方針」を策定する。

被災者支援の実施主体として「被災者支援運営協議会」を設け、公助と共助の組織が協働して被災者支援に取り組むようにした。

被災者支援運営協議会の構造

運営協議会の構造の特徴は、それぞれのレベルの社会福祉協議会が共助組織のとりまとめ役になっていることです。



想定される委員会・グループ・作業チーム

被災者支援の業務ごとに委員会・グループ・作業チームを設けて公助と共助の組織が協働して被災者支援に取り組むことになっています。

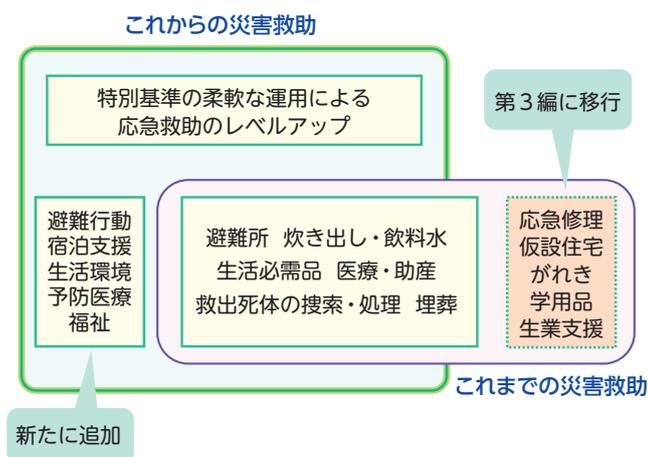
被災者の把握 (安否確認含む)	要配慮者への 配慮	被災状況の 調査	被災者ニーズ アセスメント
被災者支援の 状況調査	居所の提供 ・維持	食事・生活 物資の供給	医療・福祉 サービスの提供
収入・ 雇用保障	精神ケア	情報提供・ 相談業務体制	支援金の支給
	義援金の分配	基金の運用	

第2編 応急救助編

応急救助とは、災害直後の生存権を保障するために行われる支援を指します。応急救助編の部分は、従来は災害救助法がカバーしていましたが、総合支援法においては、応急救助の内容について大幅な見直しを図りました。

応急救助編の構造

第2編における被災者支援のメニューについては災害直後の応急救助に限定し、長期的な避難生活にかかる支援（応急修理、仮設住宅の設置）やがれき撤去など応急救助を越える支援メニューは第3編に移行させています。



応急救助編の支援メニュー

新たに追加した支援メニューを以下に紹介します。

時系列的にみると、第一には、災害救助の対象とは考えられていなかった安全な場所に避難するまでの避難行動についても応急救助の対象としています。これによって一時的な避難についても費用の支出が可能になり、「避難の空振り」を心配することがなくなりました。

次に、災害直後における居所の確保については、避難所以外の支援メニューの拡充（ホテルや旅館などの宿泊施設の利用も積極的に行えるようにする）や避難所に身を寄せることのできない人たちに対する生活環境の確保を目指すことにしました。

①	安全な場所への避難行動、被災者の救出
②	避難所および宿泊支援ならびに居所における生活環境の確保
③	食品の給与および飲料水の供給
④	生活必需品の給与または貸与
⑤	医療（予防含む）・助産および福祉サービスの提供
⑥	埋葬（死体の搜索・処理含む）
⑦	不明者の搜索
⑧	前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

さらに、総合支援法では支援の対象外である予防的な医療および福祉サービスの提供も支援メニューに採り入れました。その他にも政令によって支援メニューを追加できるようにしており、将来的には、ペットの保護なども可能になります。

一般基準・特別基準に関する規定

災害救助法の最大の問題点はその運用の硬直性にあります。そこで、第1編の理念規定において柔軟な対応を求めるとともに、応急救助の方法、程度および期間についての基準である「一般基準」ならびに「特別基準」に関する規定を見直しました。

一般基準については、応急救助の実施主体がこれまでは道府県知事であったものを市町村長とし、定期的に見直しを図りながら応急救助の内容の質的向上を促進することとしています。

特別基準については、過去に採用事例のない全く新しい基準の策定となる場合はこれまで通り内閣総理大臣との「協議」が必要となりますが、従来採用されてきた特別基準は公表を義務づけるとともに「協議」を要することなく「届出」だけで実施可能としています。

一般基準

- 救助の方法、程度および期間については、内閣総理大臣が設定した基準に従い災害前に市町村長がこれを定める。

特別基準

- 過去に採用された特別基準については「協議」を要することなく「届出」だけで実施可能とする。同様に過去に採用された特別基準については「公表」を義務づける。

応急救助の実施・準備

物資・資材の供給に関する要請を行う権限および応急救助にかかる従事命令、協力命令、収用、立入検査といった強制的措置の権限を行政機関の長に与えています。

強制的措置についての権限を与えていますが、共助組織の自主性・自律性を尊重する立場からすると、事前の任意協定を結ぶことが望ましく、運送業者や被災者支援団体に物資・資材の供給を委託するという方法も考えられます。

これらの応急救助が円滑に実施できるように、運営協議会の策定した被災者支援計画に基づいて、避難所等の整備、備蓄、相互協定、避難訓練などが実施されます。

応急救助編の支援メニューでないものはすべて生活保障・生活再建編において規定しています。被災後の避難生活、生活再建の場面において切れ目のない支援および支援の多様性を目指します。

支給基準・要件の見直し

支給基準・要件としては、既存の被災者生活再建支援法における「大規模半壊」という基準を廃止し、「半壊」に基準を一本化するとともに、災害救助法の一部に存在していた資力要件を撤廃することで支援対象の拡大を図りました。

支給基準・要件

- 被災の基準は、「全壊」「半壊」「一部損壊」とする。
- 被災者支援に関しては、資力要件を設けないことにする。

以下において、具体的な支援メニューを紹介します。

被災者の死亡・障害

定期給付金 支給される障害等級の拡大

- 被災者の死亡に対して、残された遺族の構成に応じた一時金および定期給付金を支給します。〔災害遺族給付金〕
- 被災者の障害に対して、本人に定期給付金あるいは一時金を支給します。これまでは労災保険の障害等級の1級程度（両目失明、両上肢ひじ関節以上切断等）にしか支給されていませんでしたが、7級（50%の能力喪失）まで支給措置を行ないますが、〔災害障害給付金〕

災害遺族給付金

- 被災者の死亡に対して、遺族に一時金および定期給付金を支給する（遺族の構成によって支給金額を変える）。

災害障害給付金

- 被災者の障害に対して、本人に定期給付金あるいは一時金を支給する。障害等級の7級（50%の能力喪失）までは、支給措置を行う。

遺族や障害者の状況に応じた給付を目指した。
定期給付金の導入、支給対象（障害等級）の拡大。

生活財の保障

世帯人数に応じた支給

- 家屋の損壊度を基準に、生活財の購入に対する支給を行います。これまでは、単身世帯と複数世帯という分類でしたが、世帯の人数に応じた支給になっています。
- 全壊世帯に対して 100万円 + 10万円 × (世帯人数 - 1)
半壊世帯に対して 50万円 + 5万円 × (世帯人数 - 1)

家屋の損壊度を基準に、生活財の購入に対する支給を行う。

全壊世帯に対して

100万円 + 10万円 × (世帯人数 - 1)

半壊世帯に対して

50万円 + 5万円 × (世帯人数 - 1)

もともとの被災者生活再建支援法が
家具什器の購入に対する支援であった。
生活財に着目した支援、世帯人数を反映した支給とする。

住宅の修理

目的に応じた柔軟な修理制度

- 住み慣れた家に引き続き暮らすことで生活環境の安定を維持し、被災者支援にかかる費用の削減（仮設住宅が不要になる、修理ですめばがれきの処理や仮設住宅・公営住宅が不要になる）を目指します。
- 修理を行う目的に応じて、住宅の修理にかかる費用を支給します。

◆在宅避難を可能にする程度の「居住応急修理」

100万円（上限）

一部損壊世帯以上の世帯に支給

◆安定した居住空間の確保を目指した「居住安定修理」

300万円（上限）

半壊世帯以上の世帯に支給

居住応急修理は、避難所の代替措置としての修理を想定しています。居住安定修理は、恒久的な修理に対する支援のほか、仮設住宅の代替措置としての修理を想定しています。これらの修理期間中は、ホテル・旅館の居住、家賃補助制度による居住も可能となっています。

修理で居住が可能かどうかをアドバイスする「コーディネーター制度」を設けます。自分で修理したり、建築ボランティアが修理したりする場合でも資機材費として受給することも可能です。

目的に応じて、住宅の修理にかかる費用を支給する。

在宅避難を可能にする程度の

「居住応急修理」 100万円（上限）

一部損壊世帯以上の世帯に支給

安定した居住空間の確保を目指した

「居住安定修理」 300万円（上限）

半壊世帯以上の世帯に支給

災害救助法と被災者生活再建支援法にある修理制度を統合した。
居住応急修理・居住安定修理ともに上限額を引き上げた。

多様な居住形態の確保

- 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じて家賃補助を行います。家賃補助は、被災地の状況により最大5年程度としています。公営住宅については入居要件を緩和します。
- 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じた仮設住宅の提供を行います。
- 仮設住宅は買い取りを可能とし、恒久住宅（災害公営住宅）として提供できるようにしています。

家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じて家賃補助を行う。家賃補助は、被災地の状況により最大5年程度とする。公営住宅については入居要件を緩和する。

家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じた仮設住宅の提供を行う。

仮設住宅は買い取りを可能とし、恒久住宅（災害公営住宅）として提供してもかまわないこととする。

借上げ型による住居提供を廃止し家賃補助方式にする。
公営住宅・仮設住宅の入居要件緩和、仮設住宅の恒久化を容認。

住宅の再建・購入

600万円の支給

- 住宅の再建・購入に対しては、最大600万円を支給します。
- 全壊世帯、半壊（解体）世帯を対象とします。
- 仮設住宅の買い取りに用いることもできるようにしています。

600万円という支援額の根拠については、住宅の再建に要する費用を1800万円とし、支援金で600万円、強制付帯保険により600万円、自己調達（民間保険を含む）により600万円というスキームに基づいています。

住宅の再建・購入に対しては、最大600万円を支給する。

全壊世帯、半壊（解体）世帯を対象とする。

仮設住宅の買い取りに用いてもかまわない。

宿泊補助制度や家賃補助制度との併用も可能とする。

全体スキーム

- 支援金600万円＋強制付帯保険600万円＋自己調達600万円＝1800万円というスキーム

以下に掲げる支援メニューは、これまでは支援内容が不十分であったり、注目されてこなかったりしたものであり、支援内容の充実・明確化を目指しました。

これらの支援メニューは、被災者の自律を回復するために不可欠なものであると考えています。

生活支援金——避難生活における収入の保障

- 世帯における収入の減少により、収入が政令で定める基準額を下回った場合、生活支援金を支給します。

生活支援金

- 世帯における収入の減少により、収入が政令で定める基準額を下回った場合、生活支援金を支給する。
- 災害時の収入保障制度として、詳細な制度設計は今後行う。

土砂・がれきの撤去——円滑な復旧・住宅再建

- 住居の復旧ないしは修理や建て直しに伴う土砂・がれきの撤去については、公費で行われることとしました。

土砂・がれきの撤去

- 住居の復旧ないしは修理・建て直しに伴う、土砂・がれきの撤去については、公費で行われることとする。

その他の支援メニュー

その他の支援メニューとしては、「就業支援プログラム・生業支援プログラム、コミュニティ再生支援プログラム」「教育サービスの保障」「債務整理」「融資・ローン」などを掲げています。

就業支援プログラム・生業支援プログラム、コミュニティ再生支援プログラム

- 就業支援プログラムおよび生業支援プログラムを創設する。
- コミュニティ再生支援プログラムを創設する。

教育サービスの保障

- 学業が継続できるように、学用品の支給、学費の減免、奨学金による助成を行う。

債務整理

- 一般世帯向けおよび事業者向けの制度を明記する。
- 債務整理に向けての債権買い取り機構、裁判外ADRを設ける。

融資・ローン

- 被災者を対象に、保証人を必要としない融資制度を設ける。
- 無利子あるいは低利子の住宅ローンを設ける。

第4編 情報提供・相談業務・個人情報編

災害時に被災者が適切な判断や行動を行い、災害後に被災者が自律的な避難生活や生活再建を果たしていくためには、情報提供や相談業務の実施が必要不可欠です。また、災害前からの災害時要配慮者の把握、災害後における被災者の把握、確実な支援の実施のためには個人情報の積極的活用が求められます。

情報提供・相談業務・個人情報編は、災害対策基本法の条文を踏まえつつ、災害時における避難支援、被災者支援を適切に実施するための条項を独立した編として追加したものです。

情報提供・相談業務に関する規定

情報提供や相談業務が被災者支援の一手法であることを確認するとともに、ケースマネジメントを念頭においた避難支援や生活再建支援が実施されるようにしました。

被災者が適切に避難行動、避難生活、生活再建を行えるように、迅速かつ的確な情報が提供されなければならない。

同様に、被災者が適切に避難行動、避難生活、生活再建を行えるように、相談窓口を設けるとともに、相談員を配置しなければならない。

個々の被災者に対する避難支援・生活再建支援を促進するために、ケースマネジメント業務を展開する。

個人情報の積極的活用

個人情報の積極的活用に向けて、避難行動要支援者名簿や個別計画、被災者台帳がより整備しやすく、かつ情報共有が円滑に進められるようにしました。

避難行動要支援者名簿や被災者台帳については、被災者支援運営協議会に運用を委託したり、個人情報を提供したりできるといっています。広域災害に備えて、国に対して全国的な被災者台帳システムを整備することを求めています。

災害時における個人情報について包括的な規定をするため、安否情報の提供についての規定も設けています。

アセスメントに関する規定

これまでの災害法制にはない新たな項目としては、災害前における「事前アセスメント」と災害後における「被災者ニーズアセスメント」があります。これは、被災者支援が被災者の実態や意見を採り入れないままに実施されがちであることを踏まえ、被災者一人ひとりに配慮や支援が確実に届くような仕組みを探求して考え出したものです。

事前アセスメント

- 被災者支援運営協議会は、円滑かつ適切な事前準備、被災者支援を実施するために、被災者ニーズの事前アセスメントを行う。
- 災害想定に加えて、災害時要配慮者に関するアセスメント。

被災者ニーズアセスメント

- 災害後において、効率的かつ適切な被災者支援を実施するために、被災者ニーズアセスメントを行う。
- 応急救助の柔軟な対応、追加的支援、義援金の配分などにも活用する。

被災者や要配慮者に対する配慮・支援を確実にするために、災害前から災害復興のフェーズにわたってアセスメントを行う。

運営協議会による実施

これらの情報提供や相談業務の実施ならびにアセスメントについては、運営協議会が委員会・グループ・作業チームを設け、実施することになっています。避難行動要支援者名簿や個別計画の策定、被災者台帳の運営も運営協議会に委託することが可能です。

罹災証明書・応急危険度判定・建物被害調査

これらの業務は市町村長が行うことになっていますが、応急危険度判定や建物被害調査については運営協議会に委託することができ、大規模災害時には他の行政機関の長が代行することもできます。

広域避難者対策

広域避難者対策については、広域避難者の把握と相談支援が重要となるため、第4編で規定することにしました。

「広域避難者」というカテゴリーを設け、法令(告示)・通知に反映させる。

「広域避難者」に対しては、生活必需品・食料の購入(=最低限の生活に必要な費用)について現金支給を認める。

避難所・避難場所までの旅費支給に加え、一時帰宅用の旅費を支給する。

「広域避難者」に対して、県外に避難した被災者と元いた地域との関わりを維持するための「支援員」を確保する。

被災者台帳システムを広域避難に対応できるように構築する。「帰還・定住支援センター」の設置。

権利保障編は、これまでの被災者支援法制にはなかった項目であり、総合支援法の重点項目の一つです。

オンブズマンの設置

被災者支援の権利利益を擁護し、被災者支援を監視し、被災者支援の改善をはかるために、オンブズマンを設けることにしました。

オンブズマンは都道府県の議会を事務局として、議員、災害時要配慮者の代表、支援団体、被災者支援の専門家などから構成されます。

オンブズマンは、苦情処理に携わるとともに必要に応じて調査を行い、勧告や意見表明を行います。

被災者支援の権利利益を擁護し、被災者支援の手続き・運用を監視し、被災者支援の改善をはかるために、オンブズマンを設ける。

オンブズマンは、住民および被災者からの苦情を受け付け迅速に処理するとともに、自主的に被災者支援の実態を調査し、関係機関に是正等の措置を講じるように勧告し、制度の改善を求める意見を表明することができる。

オンブズマンは、災害ごとの被災者支援の状況について、被災者支援運営協議会からの報告に基づいて、事後的な検証を行う。

オンブズマンは、都道府県の議会を事務局として、議員、専門家などから構成される。

権利保障に関する規定

被災者支援として行われる業務について、申請に基づく業務はすべて「行政処分」とし不服申立の対象とするとともに、被災者支援をめぐる訴訟への道を開くことにしました。長期的な避難生活に伴うトラブルも不服申立の対象にして、訴訟ができるようにしました。

本法に基づく支援措置の中で、申請に基づく支援措置についてはすべて「行政処分」とし、不服申立ての対象とする。

建物被害調査の結果も、不服申立ての対象とする。

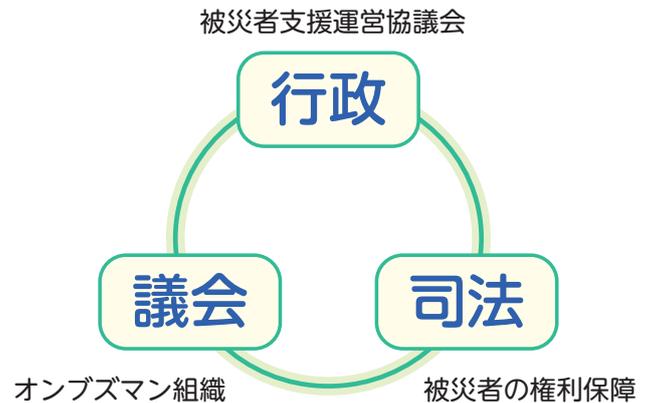
本法に基づく支援措置の中で「継続的事実行為」と判断できるものも行政不服審査法における不服申立ての対象とする。

不服申立ての相手方は、オンブズマン組織とする。

上記の例としては、長期的な避難生活における処遇に対する不服申立が考えられる。

三権による被災者支援の実践

このように、総合支援法として法制度が整備されることにより、行政—議会—司法がそれぞれ「被災者支援の実施」—「オンブズマン組織設置による監視」—「被災者支援をめぐる訴訟」といった形で被災者支援の運営に関わることになります。



第6編 その他項目 附則

その他項目として附則においては、罰則や経過措置について規定しています。

罰則

- 秘密保持義務違反 従事命令や保管命令に従わない場合 立ち入り検査に応じない場合
- 偽りその他不正の手段により支援を受けまたは受けさせた者

経過措置

- 災害救助法、被災者生活再建支援法、災害弔慰金支給等法の廃止 災害対策基本法等の一部改正 財源の移行措置 被災者支援基金管理法人の創設



関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY
災害復興制度研究所

〒662-8501 兵庫県西宮市上ケ原一丁目1番155号
TEL:0798-54-6996 FAX:0798-54-6997
https://www.kwansei.ac.jp/fukkou
E-mail:fukkou-entry@kwansei.ac.jp